令 和 7 年 度

厚木市健全化判断比率審査意見書

厚木市監査委員

令和８年８月17日

厚木市長　山　口　貴　裕　様

厚木市監査委員　石　井　　勝

厚木市監査委員　佐　野　良　人

厚木市監査委員　神　子　雅　人

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき、審査に付された令和７年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出する。

令和７年度厚木市健全化判断比率審査意見書

第１　監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づく審査

第２　審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第３　審査の期間

令和８年７月 16 日から令和８年８月７日まで

第４　審査の方法

審査に当たっては、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第５　審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

（単位：％）

健全化判断比率	令和５年度	令和６年度	令和７年度
① 実質赤字比率	―	―	―
	11.25	11.25	11.25
② 連結実質赤字比率	―	―	―
	16.25	16.25	16.25
③ 実質公債費比率	3.2	3.7	4.2
	25.0		
④ 将来負担比率	56.0	75.9	97.3
	350.0		

※　各項目の上段は厚木市、下段は早期健全化基準値を表している。

※　上記表中の「―」は、それぞれ実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表している。なお、「０」と表示しないのは、実質赤字比率及び連結実質赤字比率がマイナス比率(実質収支の黒字等)となるためである。